

アメリカンホーム医療・損害保険株式会社

AH204-286 2025.10
Ref.369229 0225 0.1M (D)

2025.10改

積立家族傷害保険

普通保険約款・特約集



アメリカンホーム保険
Member of AIG

家族傷害保険普通保険約款…………… 2

章 名	頁
第1章 用語の定義条項	2
第2章 補償条項	3
第3章 基本条項	7

特約…………… 21

この契約に適用される特約は、下記に掲げたもののうち保険証券の「適用特約」欄に記載されたものが適用されます。なお、一部の特約においては保険証券上で略称表示をしている場合がございます。

番号	特約名	頁
1	【略称】後遺障害支払い条件変更特約	21
	後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約 (後遺障害保険金支払区分表型)	
2	【略称】手術支払い条件変更特約	23
	手術保険金の支払条件変更に関する特約	
3	地震・噴火・津波危険補償特約	26
4	【略称】通院保険金支払条件変更特約	26
	通院保険金支払条件変更特約 (エクセス7日、14日用)	
5	個人賠償責任補償特約	26
6	【略称】国外の個賠補償対象外特約	36
	国外の個人賠償責任補償対象外特約	
7	夫婦特約	36
8	【略称】死亡・後遺・入院・手術のみ特約	37
	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約	
9	【略称】死亡・後遺障害のみ支払特約	37
	死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約	
10	訴訟の提起に関する特約	37
11	積立型基本特約 (無配当型)	37
12	【略称】自動継続特約 (A) (積立無配)	42
	保険契約の自動継続に関する特約 (A) (積立型基本特約 (無配当型) 付帯契約用)	
13	【略称】通信販売特約 (積立無配当型用)	44
	通信販売に関する特約 (積立型基本特約 (無配当型) 付帯契約用)	
14	保険料クレジットカード払特約 (積立型基本特約 (無配当型) 付帯契約用)	46
15	共同保険に関する特約	47

家族傷害保険普通保険約款

第1章

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
家族	本人のほか、第5条（被保険者の範囲）（1）①から③までのいずれかに該当する者をいいます。
危険	傷害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。（注1） いずれもそのための練習を含みます。（注2） 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注） （注） 他の保険契約等に関する事項を含みます。
歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注1）。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 ② 先進医療（注2）に該当する診療行為（注3） （注1） 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 （注2） 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。

用語	定義
手術	(注3) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) 水上オートバイを含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院保険金日額	保険証券に記載されたその被保険者の通院保険金日額をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券に記載されたその被保険者の入院保険金日額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。
保険金額	保険証券に記載されたその被保険者の保険金額をいいます。
本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2章 補償条項

第2章

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故(注)によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。

(注) 以下「事故」といいます。

(2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(注) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条 (保険金を支払わない場合-その1)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
- ② 保険金を受け取るべき者(注1)の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、保険金を

支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

ア. 法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注3）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産

⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

⑧ 被保険者に対する刑の執行

⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）

⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）運転する地における法令によるものをいいます。

（注3）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。

（注4）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注5）使用済燃料を含みます。

（注6）原子核分裂生成物を含みます。

（2）当社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなくても、保険金を支払いません。

（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間

② 被保険者の職業が別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間

③ 被保険者が次のいずれかに該当する間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条（被保険者の範囲）

（1）この約款における被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する者とします。

① 本人の配偶者

② 本人またはその配偶者の同居の親族

③ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子

（2）（1）の本人またはその配偶者との続柄は、傷害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

(3) 保険契約締結の後、本人が次条(1)の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合(注)には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、変更前の本人が第7条(後遺障害保険金の支払)の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。

① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。

② この保険契約を解除すること。

(注) 第18条(保険契約の失効)に該当する場合を除きます。

(4) (3)の事由によって本人が死亡した場合でも、(3)の手続が行われるまでの間、(1)および(2)の規定の適用は、その本人またはその配偶者との続柄によるものとします。

第6条(死亡保険金の支払)

(1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額(注)を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(注) 既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

(2) 第35条(死亡保険金受取人の変更)(1)または(2)の規定によりその被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(3) 第35条(死亡保険金受取人の変更)(9)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第7条(後遺障害保険金の支払)

(1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金としてその被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{別表3に掲げる各等級の後遺障害に} \\ \text{対する保険金支払割合}}{\text{}} = \text{後遺障害保険金の額}$$

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目におけるその被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3) 別表3の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

① 別表3の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

② ①以外の場合で、別表3の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合

③ ①および②以外の場合で、別表3の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

(5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

$$\text{別表3に掲げる加重後の} \\ \text{後遺障害に該当する等級} \\ \text{に対する保険金支払割合} - \text{既にあった後遺障害に} \\ \text{該当する等級に対する} \\ \text{保険金支払割合} = \text{適用する割合}$$

第8条（入院保険金および手術保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金としてその被保険者に支払います。

$$\text{入院保険金日額} \times \text{入院した日数（注）} = \text{入院保険金の額}$$

（注）180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

- (2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。
- (4) 当社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金としてその被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります（注1）。

- ① 入院中（注2）に受けた手術の場合

$$\text{入院保険金日額} \times 10 = \text{手術保険金の額}$$

- ② ①以外の手術の場合

$$\text{入院保険金日額} \times 5 = \text{手術保険金の額}$$

（注1）1事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

（注2）第2条の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第9条（通院保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金としてその被保険者に支払います。

$$\text{通院保険金日額} \times \text{通院した日数（注）} = \text{通院保険金の額}$$

（注）90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (2) (1)の日数には、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等（注1）を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、その被保険者以外の医師の指示による固定であること（注2）、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等（注1）装着により固定していることが確認できる場合に限ります。

- ① 長管骨（注3）または脊柱

- ② 長管骨（注3）に接続する3大関節部分（注4）

- ③ 肋骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。

- ④ 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。

（注1）ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。）、線副子等

(上下顎を一体的に固定した場合に限ります。) およびハローベストをいいます。

(注2) 診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限ります。

(注3) 上肢の上腕骨、橈骨および尺骨ならびに下肢の大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

(注4) 上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。

(3) 当社は、(1) および (2) の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第10条 (当社の責任限度額)

当社がこの保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、次に掲げる額をもって限度とします。

① 本人および配偶者については、保険証券に記載されたそれぞれの保険金額

② ①以外の被保険者については、その被保険者ごとに、保険証券に記載された保険金額

第11条 (死亡の推定)

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条 (保険金を支払う場合) の傷害によって死亡したものと推定します。

第12条 (他の身体の障害または疾病の影響)

(1) 被保険者が第2条 (保険金を支払う場合) の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条 (保険金を支払う場合) の傷害が重大となった場合も、(1) と同様の方法で支払います。

第3章 基本条項

第3章

第13条 (保険責任の始期および終期)

(1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時 (注) に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領取前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

第14条 (告知義務)

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2) に規定する事実がなくなった場合

② 当社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合 (注)

③ 保険契約者または被保険者が、第2条 (保険金を支払う場合) の事故によって傷害を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げること
を妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告
げることが勧めた場合を含みます。

- (4) (2) の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、
第24条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支
払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社
は、その返還を請求することができます。
- (5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずに発生した傷害について
は適用しません。

第15条(職業または職務の変更に関する通知義務)

(1) 保険契約締結の後、本人が保険証券記載の職業または職務を変更した場合
は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しな
ければなりません。

(2) 職業に就いていない本人が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の
職業に就いていた本人がその職業をやめた場合も(1)と同様とします。

(3) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく
(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後料
率(注1)が変更前料率(注2)よりも高いときは、当会社は、職業または
職務の変更の事実(注3)があった後に生じた事故による傷害に対しては、
変更前料率(注2)の変更後料率(注1)に対する割合により、保険金を削
減して支払います。

(注1) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいま
す。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

(4) (3)の規定は、当会社が、(3)の規定による保険金を削減して支払うべ
き事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険
者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過し
た場合または職業または職務の変更の事実(注)があった時から5年を経過
した場合には適用しません。

(注) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

(5) (3)の規定は、職業または職務の変更の事実(注)に基づかずに発生し
た傷害については適用しません。

(注) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

第16条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約
者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第17条(保険契約の無効)

次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不
法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合

② この保険契約の被保険者となることについて、死亡保険金受取人を定め
る場合(注)に、保険契約者以外の被保険者の同意を得なかったとき。

(注) その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第18条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡し、第5条(被保険者の範囲)(1)に
規定する被保険者がいなくなった場合には、保険契約は効力を失います。

第19条(保険契約の取消し)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によ
って当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書
面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第20条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解
除することができます。

第21条(重大事由による解除)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対
する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社はこの
保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、
または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険
金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する
等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

① 本人が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

② 本人以外の被保険者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

③ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていた場合で、(1) ③アからオまでのいずれかに該当すること。

④ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

（注）①または③の事由がある場合には、その家族に係る部分に限り、②または④の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1) または (2) の規定による解除が傷害（注1）の発生した後になされた場合であっても、第24条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、

(1) ①から⑤までの事由または(2) ①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害（注1）に対しては、当会社は、保険金（注2）を支払いません。この場合において、既に保険金（注2）を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（注1）(2) ①の規定による解除がなされた場合には、その家族に生じた傷害をいい、(2) ②から④までの規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

（注2）(2) ③または④の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第22条（被保険者による保険契約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外のものである場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（注）を解除することを求めることができます。

① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条(1) ①または②に該当する行為のいずれかがあった場合

③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条(1) ③アからオまでのいずれかに該当する場合

④ 前条(1) ④に規定する事由が生じた場合

⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(2) 保険契約者は、(1) ①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1) ①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(4) (3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第23条(本人である被保険者に係る部分の解除の特則)

(1) 第21条(重大事由による解除)(2)④の規定により本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合(注1)、本人から前条(2)の規定による解除請求があった場合、または本人により同条(3)に規定する解除が行われた場合には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が第7条(後遺障害保険金の支払)の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。

① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。

② この保険契約(注2)を解除すること。

(注1) 保険契約締結の後、本人が第6条(死亡保険金の支払)(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合を除きます。

(注2) その家族に係る部分に限ります。

(2) 第21条(重大事由による解除)(2)④の規定により当社が本人である被保険者に係る部分について解除を行った場合または前条(3)の規定により本人が解除を行った場合でも、(1)の手続が行われるまでの間、第5条(被保険者の範囲)(1)および(2)の規定の適用は、その本人またはその配偶者との続柄によるものとします。

(3) (1)①の場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、第25条(保険料の返還または請求—本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(1)または(2)の規定を準用して、保険料の返還もしくは請求を行い、または保険金を削減して支払います。

第24条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第25条(保険料の返還または請求—本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)

(1) 第5条(被保険者の範囲)(3)①の場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前料率(注1)と変更後料率(注2)との差に基づき未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(注1) 変更前の本人の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注2) 変更後の本人の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(2) 保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合には、当社は、第5条(被保険者の範囲)(3)の規定による本人の変更の事実があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率(注1)の変更後料率(注2)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(注1) 変更前の本人の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注2) 変更後の本人の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(3) 第14条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(4) 職業または職務の変更の事実(注1)がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前料率(注2)と変更後料率(注3)との差に基づき、職業または職務の変更の事実(注1)が生じた時以降の期間(注4)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(注1) 第15条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注4) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、第15条(1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(5) 当社は、保険契約者が(3)または(4)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(6) (3)の規定による追加保険料を請求する場合において、(5)の規定によ

りこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (7) (4)の規定による追加保険料を請求する場合において、(5)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注1)があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率(注2)の変更後料率(注3)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(注1) 第15条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

- (8) (1)、(3)および(4)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

- (9) (8)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領取前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第26条(保険料の返還—無効または失効の場合)

- (1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第17条(保険契約の無効)①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第5条(被保険者の範囲)(1)に規定する被保険者全員が第6条(死亡保険金の支払)(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合には、保険料を返還しません。

第27条(保険料の返還—取消しの場合)

第19条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第28条(保険料の返還—解除の場合)

- (1) 第5条(被保険者の範囲)(3)②、第20条(保険契約者による保険契約の解除)または第23条(本人である被保険者に係る部分の解除の特則)(1)②の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (2) 第14条(告知義務)(2)、第21条(重大事由による解除)(1)または第25条(保険料の返還または請求—本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(5)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (3) 第21条(重大事由による解除)(2)①または③の規定により、当会社がこの保険契約(注)を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (注) その家族に係る部分に限ります。

第29条(事故の通知)

- (1) 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第30条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行
使することができるものとします。
- ① 死亡保険金については、その被保険者が死亡した時
 - ② 後遺障害保険金については、その被保険者に後遺障害が生じた時または
事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ③ 入院保険金については、その被保険者が被った第2条（保険金を支払う
場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日
からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ④ 手術保険金については、その被保険者が第2条の傷害の治療を直接の目的
とした手術を受けた時
 - ⑤ 通院保険金については、その被保険者が被った第2条の傷害の治療を目的
とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した
時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれ
か早い時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、
別表5に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払
を受けるべきその被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれ
かがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認
を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求でき
ない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親
等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に
保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または
②以外の3親等内の親族
- （注）第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限りま
す。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会
社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会
社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者
または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類も
しくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。
この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協
力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がな
く(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に
事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変
造した場合は、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引い
て保険金を支払います。

第31条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が保
険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、
事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が
支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実
の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と
傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約におい
て定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- （注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の
規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場
合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からそ
の日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払い
ます。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終
えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するも
のとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他
の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日

- ② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1) ①から④までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1) ①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) (1) または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第32条(当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当社は、第29条(事故の通知)の規定による通知または第30条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第33条(時効)

保険金請求権は、第30条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第34条(代位)

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第35条(死亡保険金受取人の変更)

(1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

(2) 保険契約締結の後、その被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。

(3) (1)、(2)および(6)の規定にかかわらず、保険契約者は、本人以外の被保険者について、死亡保険金受取人を定め、または変更することはできません。

(4) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当社に通知しなければなりません。

(5) (4)の規定による通知が当社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。

(6) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。

(7) (6)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当社に通知しなければ、その変更を当社に対抗することができません。なお、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。

(8) (2)および(6)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、その被保険者の同意がなければその効力は生じません。

(9) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人としま

す。

(注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

- (10) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人をその被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第36条 (保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第37条 (保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第38条 (契約内容の登録)

- (1) 当社は、この保険契約締結の際、次の事項を協会(注)に登録します。

- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
- ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
- ③ 死亡保険金受取人の氏名
- ④ 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額
- ⑤ 保険期間
- ⑥ 当会社名
- ⑦ 被保険者同意の有無

(注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

- (2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、重複保険契約の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会(注)に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。

(注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

- (3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にする以外に用いないものとします。

- (4) 協会(注)および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等に当たる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。

(注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

- (5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当社または協会(注)に照会することができます。

(注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

第39条 (家族が複数の場合の約款の適用)

家族が2以上である場合は、それぞれの家族ごとにこの約款の規定を適用します。

第40条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第41条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 第4条 (保険金を支払わない場合—その2) ①の運動等

山岳登山(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
- (注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表2 第4条（保険金を支払わない場合—その2）②の職業

オートテスター（注1）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（注2）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注3）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- (注1) テストライダーをいいます。
- (注2) 動物園の飼育係を含みます。
- (注3) レフリーを含みます。

別表3 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%

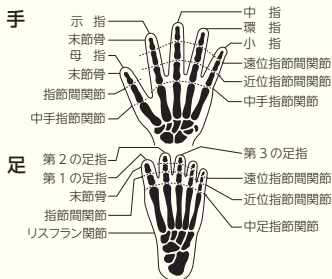
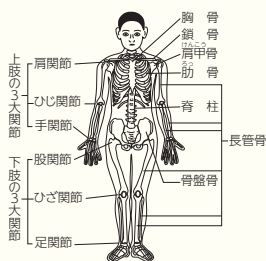
等級	後遺障害	保険金 支払割合
第5級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。） 	59%
第6級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼^くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの 	50%
第7級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状^{こう}を残すもの (13) 両側の睪丸^{こう}を失ったもの 	42%
第8級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 	34%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第8級	(7) 1 下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1 上肢に偽関節を残すもの (9) 1 下肢に偽関節を残すもの (10) 1 足の足指の全部を失ったもの	34%
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1 眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1 耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1 手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1 手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1 足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1 足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第10級	(1) 1 眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を3 cm以上短縮したもの (9) 1 足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1 手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1 足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃した もの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第12級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの 	10%
第13級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの 	7%
第14級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの 	4%

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表4 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

別表5 保険金請求書類

提出書類	保険金種類	死亡	後障遺害	入院	手術	通院
1. 保険金請求書		○	○	○	○	○
2. 保険証券		○	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書		○	○	○	○	○
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書		○	○	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検案書		○				
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明するその被保険者以外の医師の診断書			○	○	○	○
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類				○		○
8. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書		○				
9. 被保険者の印鑑証明書			○	○	○	○
10. 被保険者の戸籍謄本		○				
11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）		○				
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）		○	○	○	○	○

提出書類	保険金種類	死亡	後障害 遺害	入院	手術	通院
13. その他当社が第31条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの		○	○	○	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

特約

1. 後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約 (後遺障害保険金支払区分表型)

1

当社は、この特約により、普通保険約款第7条（後遺障害保険金の支払）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

[第7条（後遺障害保険金の支払）]

(1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金としてその被保険者に支払います。

後遺障害保険金の支払条件変更に関する

保険金額 × 特約（後遺障害保険金支払区分表型） = 後遺障害保険金の額
別表1に掲げる割合

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目におけるその被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3) 後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約（後遺障害保険金支払区分表型）別表1に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、当社は、身体の障害の程度に応じ、かつ、同表に掲げる区分に準じ、後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、同表の1. (3)、(4)、2. (3)、4. (4) および5. (2) に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害保険金を支払いません。

(4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し(1)から(3)までの規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約（後遺障害保険金支払区分表型）別表1の7. から9. までに掲げる上肢（注1）または下肢（注2）の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害保険金は保険金額の60%をもって限度とします。

（注1）腕および手をいいます。

（注2）脚および足をいいます。

(5) 既に身体に障害の存在していた被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約（後遺障害保険金支払区分表型）別表2のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する同特約別表1に掲げる割合を適用して、後遺障害保険金を支払います。ただし、既に存在していた身体の障害がこの保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は、次の割合により後遺障害保険金を支払います。

加重された後の後遺障害の
状態に対応する割合 — 既に存在していた身体
の障害に対応する割合 = 適用する割合

別表1 後遺障害保険金支払区分表

1. 眼の障害

- | | |
|---|------|
| (1) 両眼が失明した場合 | 100% |
| (2) 1眼が失明した場合 | 60% |
| (3) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合 | 5% |
| (4) 1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう。）となった場合 | 5% |

2. 耳の障害

- | | |
|--------------------------------|-----|
| (1) 両耳の聴力を全く失った場合 | 80% |
| (2) 1耳の聴力を全く失った場合 | 30% |
| (3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合 | 5% |

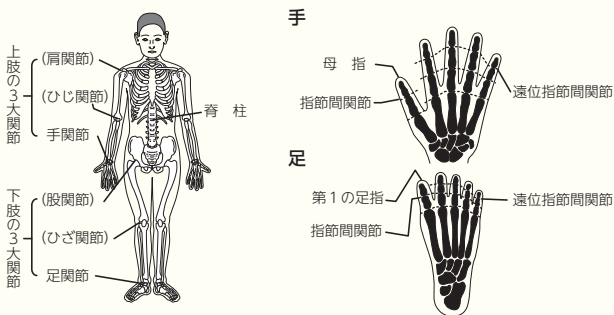
3. 鼻の障害

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合 | 20% |
|---------------------|-----|

4. 咀嚼^そやく、言語の障害
- (1) 咀嚼^そやくまたは言語の機能を全く廃した場合…………… 100%
- (2) 咀嚼^そやくまたは言語の機能に著しい障害を残す場合…………… 35%
- (3) 咀嚼^そやくまたは言語の機能に障害を残す場合…………… 15%
- (4) 歯に5本以上の欠損を生じた場合…………… 5%
5. 外貌（顔面・頭部・頸部^{けい}をいう。）の醜状
- (1) 外貌に著しい醜状を残す場合…………… 15%
- (2) 外貌に醜状（顔面においては直径2cmの癬^{はん}痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。）を残す場合…………… 3%
6. 脊柱の障害
- (1) 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合…………… 40%
- (2) 脊柱に運動障害を残す場合…………… 30%
- (3) 脊柱に変形を残す場合…………… 15%
7. 腕（手関節以上をいう。）、脚（足関節以上をいう。）の障害
- (1) 1腕または1脚を失った場合…………… 60%
- (2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃した場合…………… 50%
- (3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合…………… 35%
- (4) 1腕または1脚の機能に障害を残す場合…………… 5%
8. 手指の障害
- (1) 1手の母指を指節間関節以上で失った場合…………… 20%
- (2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合…………… 15%
- (3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合…………… 8%
- (4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合…………… 5%
9. 足指の障害
- (1) 1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合…………… 10%
- (2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合…………… 8%
- (3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合…………… 5%
- (4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合…………… 3%
10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合…………… 100%

注1 7. から9. までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表2 加重された後の後遺障害

1. 両眼が失明した場合
2. 両耳の聴力を全く失った場合
3. 両腕（手関節以上をいう。）を失った場合または両腕の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
4. 両脚（足関節以上をいう。）を失った場合または両脚の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
5. 1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合

注1 3. および4. の規定中「手関節」および「足関節」については別表1・注2の図に示すところによります。

注2 3. および4. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。

第2条 (手術保険金の支払条件の変更)

当社は、この特約により、普通保険約款第8条 (入院保険金および手術保険金の支払) (4) の規定を次のとおり読み替えて適用します。

〔(4) 当社は、入院保険金が支払われる場合に、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として手術保険金の支払条件変更に関する特約別表に掲げる手術を受けたときは、次の算式によって算出した額を、手術保険金としてその被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。〕

$$\text{入院保険金日額} \times \text{支払条件変更に関する特約別表に} = \text{手術保険金の額掲げる倍率 (注)}$$

(注) 1事故に基づく傷害に対して2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率とします。]

第3条 (手術保険金の請求権発生時期)

当社は、この特約により、普通保険約款第30条 (保険金の請求) (1) ③の規定中「入院保険金」とあるのは「入院保険金および手術保険金」と読み替えて適用し、同条 (1) ④の規定は適用しません。

第4条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款別表5の保険金種類の規定中「入院」とあるのは「入院・手術」と読み替えて適用し、「手術」とある部分は適用しません。

第5条 (入院保険金、手術保険金および通院保険金支払条件変更特約が付帯されている場合の取扱い)

当社は、この特約が付帯された保険契約に入院保険金、手術保険金および通院保険金支払条件変更特約 (フランチャイズ用) または入院保険金、手術保険金および通院保険金支払条件変更特約 (エクセス用) が付帯されている場合においては、これらいずれかの特約の規定により入院保険金が支払われるときに限り、手術保険金を支払います。

別表 対象となる手術

対象となる手術	倍率
1. 皮膚、皮下組織の手術 (単なる皮膚縫合は除く。) (1) 植皮術、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、皮弁切断術、遷延皮弁術 (いずれも25cm ² 未満は除く。)	20
(2) 癍痕拘縮形成術、顔面神経麻痺形成手術、動脈皮弁術、筋皮弁術、遊離皮弁術、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術	20
2. 手指、足指を含む筋、腱、腱鞘の手術 (筋炎手術および抜釘術を除く。) (1) 筋、腱、腱鞘の靱血手術 (いずれも関節鏡下によるものを含む。)	10
3. 手指、足指を含む四肢関節、靱帯の手術 (抜釘術を除く。) (1) 四肢関節靱血手術、靱帯靱血手術 (いずれも関節鏡下によるものを含む。)	10
(2) 人工骨頭挿入術、人工関節置換術	10
4. 手指、足指を含む四肢骨の手術 (抜釘術を除く。) (1) 四肢骨靱血手術	10
(2) 骨移植術 (四肢骨以外の骨を含む。)	20

対象となる手術	倍率
5. 手指、足指を含む四肢切断、離断、再接合の手術（ <small>ばってい</small> 抜釘術を除く。） （1）四肢切断術、離断術（骨、関節の離断に伴うもの）	20
（2）切断四肢再接合術（骨、関節の離断に伴うもの）	20
6. 指移植の手術 （1）指移植手術	40
7. 鎖骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術（ <small>ばってい</small> 抜釘術を除く。）	10
8. 脊柱、骨盤の手術（頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含み、 <small>ばってい</small> 抜釘術は除く。） （1）脊柱・骨盤観血手術（脊椎固定術、体外式脊椎固定術を含む。）	20
9. 頭蓋、脳の手術（ <small>ばってい</small> 抜釘術を除く。） （1）頭蓋骨観血手術（鼻骨および鼻中隔を除く。）	20
（2）頭蓋内観血手術（穿頭術を含む。）	40
10. 脊髄、神経の手術 （1）手指、足指を含む神経観血手術（形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術、縫合術、剥離術、移行術）	20
（2）脊髄硬膜内外観血手術	40
11. 涙嚢、涙管の手術 （1）涙嚢摘出術	10
（2）涙嚢鼻腔吻合術	10
（3）涙小管形成術	10
12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術（ <small>ばってい</small> 抜釘術を除く。） （1）眼瞼下垂症手術	10
（2）結膜嚢形成術	10
（3）眼窩プロアーアウト（吹抜け）骨折手術	20
（4）眼窩骨折観血手術	20
（5）眼窩内異物除去術	10
13. 眼球・眼筋の手術 （1）眼球内異物摘出術	20
（2）レーザー・冷凍凝固による眼球手術	10
（3）眼球摘出術	40
（4）眼球摘除および組織または義眼台充填術	40
（5）眼筋移植術	20
14. 角膜・強膜の手術 （1）角膜移植術	20
（2）強角膜瘻孔閉鎖術	10
（3）強膜移植術	20
15. ぶどう膜、眼房の手術 （1）観血的前房・虹彩異物除去術	10
（2）虹彩癒着剥離術、瞳孔形成術	10
（3）虹彩離断術	10
（4）緑内障観血手術（レーザーによる虹彩切除術は13.（2）に該当する。）	20
16. 網膜の手術 （1）網膜復位術（網膜剥離症手術）	20

対象となる手術	倍率
(2) 網膜光凝固術	20
(3) 網膜冷凍凝固術	20
17. 水晶体、硝子体の手術	
(1) 白内障・水晶体観血手術	20
(2) 硝子体観血手術（茎頭微鏡下によるものを含む。）	20
(3) 硝子体異物除去術	20
18. 外耳、中耳、内耳の手術	
(1) 耳後瘻孔閉鎖術、耳介形成手術、外耳道形成手術、外耳道造設術	10
(2) 観血的鼓膜・鼓室形成術	20
(3) 乳突洞開放術、乳突削開術	10
(4) 中耳根本手術	20
(5) 内耳観血手術	20
19. 鼻・副鼻腔の手術（抜釘術を除く。）	
(1) 鼻骨観血手術	10
(2) 副鼻腔観血手術	20
20. 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術	
(1) 気管異物除去術（開胸術によるもの）	40
(2) 喉頭形成術、気管形成術	40
21. 内分泌器の手術	
(1) 甲状腺、副甲状腺の手術	20
22. 顔面骨、顎関節の手術（抜釘術を除く。）	
(1) 頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（顎関節鏡下によるものを含み、歯・歯肉の処置に伴うものは除く。）	20
23. 胸部、食道、横隔膜の手術	
(1) 胸郭形成術	20
(2) 開胸術を伴う胸部手術（胸腔鏡下によるものを含み、胸壁膿瘍切開術を除く。）、食道手術（開胸術を伴わない頸部手術によるものを含む。）、横隔膜手術	40
(3) 胸腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10
24. 心、脈管の手術	
(1) 観血的血管形成術（血液透析用シャント形成術を除く。）	20
(2) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸または開腹術を伴うもの）	40
(3) 開心術	40
(4) その他開胸術を伴うもの	40
25. 腹部の手術	
(1) 開腹術を伴うもの（腹腔鏡下によるものを含み、腹壁膿瘍切開術を除く。）	40
(2) 腹腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10
26. 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術	
(1) 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作によるものおよび膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(2) 尿道狭窄観血手術、尿道異物摘出術、尿道形成手術（いずれも経尿道的操作は除く。）	20
(3) 尿瘻観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
(4) 陰茎切断術	40

対象となる手術	倍率
(5) 睪丸・副睪丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
(6) 卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術（人工妊娠中絶術および経腔操作を除く。）	20
(7) 腔腸瘻閉鎖術	20
(8) 造腔術	20
(9) 腔壁形成術	20
(10) 副腎摘出術	40
(11) その他開腹術を伴うもの	40
27. 上記以外の手術	
(1) 上記以外の開頭術	40
(2) 上記以外の開胸術（胸壁膿瘍切開術を除く。）	40
(3) 上記以外の開腹術（腹壁膿瘍切開術および膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(4) 上記以外の開心術	40
(5) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテル、バルーンカテーテルによる脳、咽頭、喉頭、食道、気管、気管支、心臓、血管、胸・腹部臓器、尿管、膀胱、尿道の手術（検査および処置は除く。）	10

3. 地震・噴火・津波危険補償特約

3

当会社は、この特約により、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）（1）⑩および⑫の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しても、保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

4. 通院保険金支払条件変更特約（エクセス7日、14日用）

4

当会社は、この特約により、被保険者が普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、普通保険約款第9条（通院保険金の支払）（1）または（2）に規定する通院保険金の支払事由に該当した場合においても、事故の発生の日から起算して保険証券記載の日数を経過するまでの期間に対しては、通院保険金を支払いません。

5. 個人賠償責任補償特約

5

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
個人賠償事故	次のいずれかに該当する偶然な事故をいいます。 ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故 （注）住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
財物の損壊	財物の滅失、損傷または汚損をいい、紛失、盗取および詐取を含みません。
敷地内	囲いの有無を問わず、住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、本人によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

用語	定義
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
住宅	本人の居住の用に供される住宅（注）をいいます。 （注）同一敷地内の動産および不動産ならびに別荘等一時的に居住する住宅を含みます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
賠償責任保険金	被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額に対して支払われる保険金をいいます。
保険金	この特約で支払われる賠償責任保険金および費用をいいます。
保険金額	当会社が支払う賠償責任保険金の限度額で、保険証券記載の賠償責任保険金額をいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2章 補償条項

第2条（被保険者の範囲）

(1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者
- ③ 本人またはその配偶者の同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者（注1）。ただし、本人に関する個人賠償事故に限ります。
- ⑥ ②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注2）。ただし、その責任無能力者に関する個人賠償事故に限ります。

（注1） 監督義務者に代わって本人を監督する者は、本人の親族に限ります。

（注2） 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限ります。

(2) (1) の本人またはその配偶者との続柄は、損害の原因となった個人賠償事故発生時におけるものをいいます。

第3条（個別適用）

(1) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

(2) (1) の規定によって、第7条（保険金の支払額）①に定める当会社の支払うべき保険金額が増額されるものではありません。

第4条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が、次のいずれかについて法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 日本国内または国外において生じた個人賠償事故による、他人の身体の障害または他人の財物の損壊
- ② 日本国内において生じた個人賠償事故による、軌道上を走行する陸上の乗用具（注1）の運行不能（注2）

（注1） 汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス（注3）をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。

（注2） 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布（注4）のみに起因するものを除きます。

（注3） 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。

（注4） 特定の者への伝達を含みます。

第5条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意

- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- （注1） 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2） 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注3） 使用済燃料を含みます。
- （注4） 原子核分裂生成物を含みます。

第6条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の職務に用いられる動産または不動産（注1）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者である場合には、保険金を支払います。
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶（注2）、車両（注3）、銃器（注4）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

（注1） 住宅の一部が専ら被保険者の職務に用いられる場合は、その部分を含みます。

（注2） 原動力が専ら人力であるものを除きます。

（注3） 原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。

（注4） 空気銃を除きます。

第7条（保険金の支払額）

当社が支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

- ① 1回の個人賠償事故につき当社の支払う賠償責任保険金の額は、次の算式により算出した額とします。ただし、1回の個人賠償事故につき、保険金額を支払の限度とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額（注）	被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額	保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額	=	賠償責任保険金の額
--------------------------------------	---	---------------------------	---	-----------

- ② 当社は、①に定める賠償責任保険金のほか、次条の費用の全額を支払います。ただし、同条④および⑤の費用は、①の損害賠償責任の額が保険金額を超える場合は、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\text{支出した費用の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{①の被保険者が負担する損害賠償責任の額}}$$

（注） 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金の額を含みます。

第8条（費用）

費用とは、被保険者が支出した次の費用（注）をいいます。

- ① 第10条（事故発生時の義務等）①に規定する損害の発生および拡大の防

止のために必要または有益であった費用

- ② 第10条③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
 - ③ 個人賠償事故が発生した場合において、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
 - ④ 損害賠償請求に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
 - ⑤ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
 - ⑥ 第13条（当会社による解決）（2）の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
- (注)** 収入の喪失を含みません。

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 第4条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額（注）を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額（注）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金および前条の費用の合計額とします。
- (2) (1) の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第3章 基本条項

第10条（事故発生時の義務等）

保険契約者または被保険者は、第4条（保険金を支払う場合）の個人賠償事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
 - ② 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること（注1）。
 - ア. 個人賠償事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名または名称、年齢、職業および個人賠償事故の状況
 - イ. 個人賠償事故発生の日時、場所または個人賠償事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
 - ③ 他人に損害賠償の請求（注2）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
 - ④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
 - ⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注3）について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑦ ①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (注1)** 当会社が書面による通知を求めた場合は、これに応じなければなりません。
- (注2)** 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (注3)** 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第11条（事故発生時の義務違反）

- (1) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、それぞれ次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 前条①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

- ② 前条②および⑤から⑦までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ③ 前条③の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ 前条④の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条②もしくは⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条 (当会社による援助)

- (1) 被保険者が個人賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社がその被保険者に対して支払責任を負う限度において、その被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。
- (2) 当会社は、日本国外で発生した個人賠償事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合は、(1)の規定は適用しません。
- (3) (1)に規定する協力または援助は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

第13条 (当会社による解決)

- (1) 被保険者が個人賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社がその被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、その被保険者の同意を得て、その被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(注)を行います。
- (注) 弁護士を選任を含みます。
- (2) (1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
- ① 1回の個人賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険金額を明らかに超える場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
 - ④ この特約に免責金額の適用がある場合は、1回の個人賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額がこの特約の免責金額を下回るとき。
 - ⑤ 日本国外で発生した個人賠償事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- (4) (1)に規定する折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(注)は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。
- (注) 弁護士を選任を含みます。

第14条 (損害賠償請求権者の直接請求権)

- (1) 個人賠償事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の個人賠償事故につき、当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(3) 前条および本条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 $\frac{\text{次の①または②のうち、いずれか高い額}}{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対し既に支払った損害賠償金の額}}$ \times 損害賠償額
② この特約について適用される免責金額

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2) または (7) の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(6) (2) ①から③までのいずれかに該当する場合で、1回の個人賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注)が保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。

(注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

(7) 次のいずれかに該当する場合は、(2) および (6) の規定にかかわらず、当会社は損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払います。ただし、1回の個人賠償事故につき、当会社がこの特約の規定に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。

① 損害賠償請求権者が被保険者に対して、個人賠償事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人も折衝することができないと認められるとき。

② 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

(注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第15条 (保険金の請求)

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 当会社の定める事故状況報告書

② 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)が発行する事故証明書

③ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本

④ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類

⑤ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類

⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

⑦ 被害が生じた物の価値を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(既に支払がなされた場合はその領収書)および被害が生じた物の写真(画像データを含みます。)

⑧ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)

⑨ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定められたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)

- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- （注）普通保険約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- （4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
 - （5）当会社は損害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
 - （6）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合または（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第16条（保険金の支払時期）

- （1）当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、個人賠償事故の原因、個人賠償事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および個人賠償事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。
- （2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
 - ① （1）①から⑤までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
 - ② （1）①から⑤までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ （1）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ （1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- （3）（1）および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1) または (2) の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第17条 (損害賠償額の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当社に対する損害賠償額の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行わせることができるものとします。

- (2) 損害賠償請求権者が第14条 (損害賠償請求権者の直接請求権) の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 損害賠償額の請求書
- ② 当社の定める事故状況報告書
- ③ 公の機関 (やむを得ない場合には、第三者) が発行する事故証明書
- ④ 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ⑤ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ⑥ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑦ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
- ⑧ 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書 (既に支払がなされた場合はその領収書) および被害が生じた物の写真 (画像データを含みます。)
- ⑨ その他当社が次条 (1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者 (注)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者 (注) または②以外の3親等内の親族

(注) 普通保険約款第1条 (用語の定義) における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3) の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償額を支払った後に、重複して損害賠償額の請求を受けたとしても、当社は、損害賠償額を支払いません。

- (5) 当社は、個人賠償事故の内容または損害の額に応じ、損害賠償請求権者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (6) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく (5) の規定に違反した場合または (2)、(3) もしくは (5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

第18条 (損害賠償額の支払時期)

- (1) 損害賠償請求権者が第14条 (損害賠償請求権者の直接請求権) の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、当社は、請求完了日 (注) からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な事項の確認を終え、損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払います。

- ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、個人賠償事故の原因、個人賠償事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

- ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および個人賠償事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

(注) 損害賠償請求権者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 損害賠償請求権者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第19条(時効)

保険金請求権は、第15条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第20条(損害賠償請求権の行使期限)

第14条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行使することができません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第21条(仮払金および供託金の貸付け等)

(1)第12条(当会社による援助)または第13条(当会社による解決)(1)の規定により当社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当社は、保険金額(注)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当社の名において供託し、または供託金に付される利息と同率の利息で被保険者に貸し付けます。

(注) 同一個人賠償事故につき既に当社が支払った保険金または第14条(損害賠償請求権者の直接請求権)の損害賠償額がある場合には、その全額を差し引いた額とします。

(2)(1)により当社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当社のために供託金(注)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(注) 利息を含みます。

(3)(1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、次の①から③までの規定はその貸付金または供託金(注)を既に支払った保険金とみなして適用します。

- ① 第7条(保険金の支払額)①ただし書
- ② 第14条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)ただし書
- ③ 第14条(7)ただし書

(注) 利息を含みます。

(4) (1) の供託金 (注) が第三者に還付された場合には、その還付された供託金 (注) の限度で、(1) の当会社の名による供託金または貸付金 (注) が保険金として支払われたものとみなします。

(注) 利息を含みます。

(5) 第15条 (保険金の請求) の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1) の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第22条 (代位)

(1) 第4条 (保険金を支払う場合) の損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権 (注) を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権 (注) は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権 (注) の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権 (注) の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権 (注) は、当社に移転した債権 (注) よりも優先して弁済されるものとします。

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する (1) もしくは (2) の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(4) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく (3) の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第23条 (先取特権)

(1) 第4条 (保険金を支払う場合) に規定する個人賠償事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権 (注) について先取特権を有します。

(注) 第8条 (費用) の費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合 (注1)

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が (1) の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合 (注2)

(注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権 (注) は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権 (注) を質権の目的とし、または (2) ③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2) ①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 第8条 (費用) の費用に対する保険金請求権を除きます。

第24条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第1条 (用語の定義) の規定中「保険金」の定義、第3条 (保険金を支払わない場合—その1)、第4条 (保険金を支払わない場合—その2)、第5条 (被保険者の範囲)、第22条 (被保険者による保険契約の解除請求)、第29条 (事故の通知)、第30条 (保険金の請求)、第31条 (保険金の支払時期)、第33条 (時効)、第34条 (代位) および第39条 (家族が複数の場合の約款の適用) の規定は適用しません。

第25条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第13条 (保険責任の始期および終期) (3) の規定中「傷害に対しては」とあるのは「損害に対しては」

- ② 第14条（告知義務）（3）③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「個人賠償責任補償特約第4条（保険金を支払う場合）の個人賠償事故が発生する前に」
- ③ 第14条（告知義務）（4）および（5）の規定中「傷害」とあるのは「損害」
- ④ 第21条（重大事由による解除）の規定中「傷害」とあるのは「損害」
- ⑤ 第25条（保険料の返還または請求—本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（9）の規定中「傷害」とあるのは「損害」

第26条（重大事由解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第21条（3）の規定を次のとおり読み替え、（4）の規定を追加してこの特約に適用します。

- 〔（3）（1）または（2）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第24条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。〕
- （4）保険契約者または被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、次の損害については適用しません。
- ①（1）③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ②（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第27条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

6. 国外の個人賠償責任補償対象外特約

- 6 当会社は、この特約により、個人賠償責任補償特約第4条（保険金を支払う場合）に規定する事故のうち、日本国外において生じた事故により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

7. 夫婦特約

7 第1条（被保険者の範囲）

当会社は、この特約により、普通保険約款第5条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者のうち、本人およびその配偶者を被保険者とします。

第2条（当会社の責任限度額）

当会社がこの特約が付帯された保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険証券に記載された本人およびその配偶者のそれぞれの保険金額をもって限度とします。

第3条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条（被保険者の範囲）（2）の規定中「（1）の本人またはその配偶者との続柄」とあるのは「夫婦特約第1条（被保険者の範囲）の本人との続柄」
- ② 第5条（3）①および第23条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）（1）①の規定中「家族のうち新たに本人となる者」とあるのは「新たに本人となる配偶者」
- ③ 第5条（4）および第23条（2）の規定中「その本人またはその配偶者との続柄」とあるのは「その本人との続柄」
- ④ 第18条（保険契約の失効）の規定中「第5条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者」とあるのは「夫婦特約に規定する被保険者」
- ⑤ 第26条（保険料の返還—無効または失効の場合）（2）の規定中「第5条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者全員」とあるのは「夫婦特約に規定する被保険者全員」

第4条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第10条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。

8. 死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約

8

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみを支払うものとします。

9. 死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約

9

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金および後遺障害保険金のみを支払うものとします。

10. 訴訟の提起に関する特約

10

訴訟の当事者となる保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、日本国外の国籍を有し、かつ、日本国外に居住する者である場合または日本国外に主たる事務所を有する法人もしくは団体である場合には、普通保険約款第40条（訴訟の提起）の規定にかかわらず、日本国外の裁判所に訴訟を提起することができます。

11. 積立型基本特約（無配当型）

11

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
払込期日	保険証券記載の保険料の払込期日をいいます。
払込猶予期間	第2回以降の保険料の払込みの猶予期間をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間の初日からその日を含めて1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日からその日を含めて1年間をいいます。
満期返れい金	保険証券記載の満期返れい金をいいます。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、保険証券記載の払込方法により払い込むことを承認します。
- (2) 保険証券記載の保険料の払込方法が一時払の場合には、保険契約者は、この保険契約の締結と同時に一時払保険料を払い込まなければなりません。
- (3) 保険証券記載の保険料の払込方法が一時払以外の場合には、保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回保険料を払い込み、第2回以降の保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。
- (4) 第10条（保険金支払後の保険契約）（1）の規定が適用される場合において、同条（1）の死亡保険金支払の原因となった事故が生じた日以降その保険年度末までに払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者は、同条（1）の死亡保険金の支払を受ける以前に、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (5) 当会社は、保険料のうち（4）に規定する未払込部分がある場合は、返れい金（注）または第10条（保険金支払後の保険契約）（1）の規定が適用される場合の死亡保険金から（4）に規定する未払込部分の保険料相当額を差し引き、その払込みに充当することができるものとします。
（注）第8条（返れい金の支払—契約の無効、失効または取消しの場合）（3）または第9条（返れい金の支払—契約解除の場合）（1）の返れい金をいいます。

第3条（保険料払込方法の変更）

保険契約者は、当会社の承認を得て、保険料の払込方法を変更することができます。

第4条（第2回以降の保険料の払込猶予および契約の効力）

- (1) 第2条（保険料の払込方法）（3）の規定にかかわらず、払込猶予期間は、払込期日の属する月の翌月末日までとします。ただし、保険証券記載の保険料の払込方法が月払の場合には、払込期日が保険期間の満了する日の属する月の前々月となる保険料に限り、払込猶予期間を払込期日の属する月の翌々月末日までとします。
- (2) 払込猶予期間が保険期間の満了する日の属する月の末日までとなる保険料のうち未払込部分がある場合は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がな

- いかぎり、その全額を第11条（満期返れい金の支払）（1）本文の満期返れい金から差し引き、保険料の払込みに充当します。
- (3) (2) の規定が適用される場合を除き、払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。
- (4) (3) の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、払込猶予期間の満了日の翌日から、将来に向かってのみ生じます。

第5条（保険料の前納）

- (1) 保険契約者は、当会社の定めるところにより将来の保険料を前納することができます。
- (2) (1) の規定により前納する保険料については、当会社の定める利率および方法により割り引きます。

第6条（保険料の変更—本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）

- (1) 普通保険約款第14条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、同条（3）③に定める承認した日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更します。なお、承認した日の属する保険年度末までの保険料については、当会社の定めるところに従い、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を一括して返還または請求します。
- (2) (1) の場合において、保険料の全額が払い込まれているときは、当会社は、当会社の定めるところに従い、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求します。
- (3) 職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、事実の発生した日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更します。なお、事実の発生した日の属する保険年度末までの保険料については、当会社は、その保険年度末までの未経過期間に対し、返還の場合は次の算式によって算出した返還保険料を返還し、請求の場合は次の算式によって算出した追加保険料を請求します。

返還保険料 = 年額保険料（注2）の差額 ÷ 12 × (12 - 経過月数（端日数切り上げ）)

追加保険料 = 年額保険料（注2）の差額 ÷ 12 × 未経過月数（端日数切り上げ）

（注1）普通保険約款第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）

（1）または（2）の変更の事実をいいます。

（注2）1回当たり保険料 × 1年間の払込回数

- (4) (3) の場合において、保険料の全額が払い込まれているときは、当会社は、別表3に掲げる未経過料率係数により計算した保険料を返還または請求します。
- (5) (1) 本文または（3）本文の規定により変更された保険料の払込みについても第4条（第2回以降の保険料の払込猶予および契約の効力）の規定を適用します。
- (6) (1) なお書、(2)、(3) なお書または（4）の規定により請求された保険料は、払込期限（注）までに払い込まなければなりません。
- （注）当会社が（1）の規定による承認をした日または普通保険約款第5条（被保険者の範囲）（3）の規定による本人の変更の事実があった日もしくは普通保険約款第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）の規定による通知を受けた日の属する月の翌月末日をいいます。
- (7) 当会社は、保険契約者が（6）の規定による追加保険料の支払を怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (8) (6) の規定による追加保険料を請求する場合において、（7）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (9) (1) および（3）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更を承認した日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更します。なお、変更を承認した日の属する保険年度末までの保険料については、当会社は、その保険年度末までの未経過期間に対し、返還の場合は次の算式によって算出した返還保険料を返還し、請求の場合は次の算式によって算出した

追加保険料を請求します。

返還保険料 = 年額保険料 (注) の差額 ÷ 12 × (12 - 経過月数 (端日数切り上げ))

追加保険料 = 年額保険料 (注) の差額 ÷ 12 × 未経過月数 (端日数切り上げ)

(注) 1回当たり保険料 × 1年間の払込回数

- (10) (9) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第7条 (保険料の変更—保険料率の改定の場合)

保険期間の中途においてこの保険契約に適用した保険料率を改定した場合でも、当会社は、この保険契約の保険料の返還または追加保険料の請求を行いません。

第8条 (返れい金の支払—契約の無効、失効または取消しの場合)

- (1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料の全額を返還します。
- (2) (1) の規定にかかわらず、普通保険約款第17条 (保険契約の無効) ①の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- (3) 保険契約が失効の場合 (注1) には、当会社は、保険料払込方法ごとに次のとおりとします。
- ① 保険料払込方法が一時払の場合は、別表1A表により計算した返れい金および別表3に掲げる未経過料率係数によって計算した補償保険料の返れい金の合計額を返還します。
- ② 保険料払込方法が一時払以外の場合は、別表1A表により計算した返れい金および次の算式によって算出した額の返れい金の合計額を返還します。

年額保険料 (注2) ÷ 12 × (12 - その保険年度の経過月数 (端日数切り上げ)) - 1回当たり補償保険料 × その保険年度の未払込回数

(注1) 第10条 (保険金支払後の保険契約) (1) の規定により保険契約が失効する場合を除きます。

(注2) 1回当たり補償保険料 × 1年間の払込回数

- (4) 保険契約が取消しとなった場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、普通保険約款第19条 (保険契約の取消し) の規定により保険契約を取り消した場合は、保険料を返還しません。
- (5) 当会社が返れい金 (注1) を支払う場合において、当会社は、保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときはその額 (注2) を、返れい金 (注1) から差し引き、その残額を支払います。
- (注1) (3) の返れい金をいいます。
- (注2) 第2条 (保険料の払込方法) (5) に規定する未払込部分の保険料相当額を含みます。
- (6) 返れい金 (注) の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当会社がこれを承認した場合を除いて当会社の本店または支店で行うものとし、特別の事由がないかぎり、返れい金支払事由が生じた日または (8) および (9) の請求書類が当会社に到着した日のいずれか遅い日の翌日から起算して20日以内に行います。
- (注) (3) の返れい金をいいます。
- (7) (6) の規定による返れい金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行います。
- (8) 保険契約者が返れい金 (注) の支払を受けようとする場合は、別表2に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (注) (3) の返れい金をいいます。
- (9) 当会社は、別表2に掲げる書類以外の書類の提出を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (10) 保険契約者が (8) および (9) の書類を提出しなかった場合、または提出書類に知っている事実を記載しなかった場合もしくは事実と異なることの記載をした場合は、当会社は、返れい金 (注) を支払いません。
- (注) (3) の返れい金をいいます。

第9条 (返れい金の支払—契約解除の場合)

- (1) 保険契約が解除された場合は、当会社は、保険料払込方法ごとに次のとお

りとしてします。

- ① 保険料払込方法が一時払の場合は、別表1 A表またはB表（注1）により計算した返れい金および別表3に掲げる未経過料率係数によって計算した補償保険料の合計額を返還します。
- ② 保険料払込方法が一時払以外の場合は、別表1 A表またはB表（注1）により計算した返れい金および次の算式によって算出した額の合計額を返還します。

年額保険料（注2）÷ 12 × (12 - その保険年度の経過月数（端日数切り上げ）) - 1回当たり補償保険料 × その保険年度の未払込回数

（注1）A表またはB表の適用は、別表1（注）によります。

（注2）1回当たり補償保険料 × 1年間の払込回数

- (2) 当会社が返れい金（注1）を支払う場合において、当会社は、保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときはその額（注2）を、返れい金（注1）から差し引き、その残額を支払います。

（注1）（1）の返れい金をいいます。

（注2）第2条（保険料の払込方法）（5）に規定する未払込部分の保険料相当額を含みます。

- (3) 当会社が（1）および（2）の規定により返れい金（注）を支払う場合には、前条（6）から（10）までの規定を適用します。

（注）（1）の返れい金をいいます。

第10条（保険金支払後の保険契約）

- (1) 普通保険約款第5条（被保険者の範囲）に規定する被保険者全員について、同一保険年度内に生じた事故による傷害に対して、普通保険約款第6条（死亡保険金の支払）（1）の死亡保険金が支払われた場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった傷害を被った時に失効します。

- (2) 当会社が（1）の死亡保険金を支払う場合において、当会社は、保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときはその額（注）を、その保険金から差し引き、その残額を支払います。

（注）第2条（保険料の払込方法）（5）に規定する未払込部分の保険料相当額を含みます。

- (3)（1）の場合には、当会社は、保険料払込方法ごとに次のとおりとします。

① 保険料払込方法が一時払の場合は、別表1 C表により計算した返れい金および翌保険年度以降の期間に対し別表3に掲げる未経過料率係数によって計算した補償保険料の合計額を保険契約者に支払います。

② 保険料払込方法が一時払以外の場合は、返れい金を支払いません。

③ ②にかかわらず、保険料の払込期間が保険期間より短い保険契約または第5条（保険料の前納）（1）の規定により保険料を前納した保険契約については、①に準じて計算した額を返れいします。

- (4) 当会社が（3）①または③の返れい金を支払う場合には、第8条（返れい金の支払—契約の無効、失効または取消しの場合）（6）から（10）までの規定を適用します。

第11条（満期返れい金の支払）

- (1) 当会社は、保険期間が満了した場合において、保険料全額の払込み（注）が完了しているときは、満期返れい金を保険契約者に支払います。ただし、第4条（第2回以降の保険料の払込猶予および契約の効力）（2）の規定により満期返れい金から差し引くべき額がある場合はそれらの合計額を、満期返れい金から差し引き、その残額を支払います。

（注）第4条（2）の規定に基づき満期返れい金から差し引くことによる保険料の払込みを含みます。

- (2) 満期返れい金の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当会社がこれを承認した場合を除いて当会社の本店または支店で行うものとし、保険期間が満了した日（注）の翌日から起算して20日以内に行います。

（注）（4）および（5）の満期返れい金の請求書類が当会社に到着するのが保険期間が満了した日以降となる場合には、その書類が到着した日をいいます。

- (3)（2）の規定による満期返れい金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行います。

- (4) 保険契約者が満期返れい金の支払を受けようとする場合は、別表2に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- (5) 当会社は、別表2に掲げる書類以外の書類の提出を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (6) 保険契約者が（4）および（5）の書類を提出しなかった場合、または提出書類に知っている事実を記載しなかった場合もしくは事実と異なることの

記載をした場合は、当社は、満期返れい金を支払いません。

(7) 満期返れい金請求権は、保険期間満了日の翌日から起算して3年を経過した時に消滅します。

第12条 (この特約が付帯された保険契約との関係)

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- (2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において失効または解除となった場合は、この特約もまた同時に失効または解除するものとします。
- (3) この特約が付帯された保険契約が取消しとなった場合は、この特約もまた同時に取消しとなるものとします。

第13条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第25条 (保険料の返還または請求—本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)、第26条 (保険料の返還—無効または失効の場合)、第27条 (保険料の返還—取消しの場合) および第28条 (保険料の返還—解除の場合) の規定を適用しません。

第14条 (普通保険約款等の読み替え)

- (1) この特約については、普通保険約款およびこれに付帯された特約を次のとおり読み替えて適用します。
 - ① 普通保険約款第5条 (被保険者の範囲) (3) の規定中「第7条 (後遺障害保険金の支払) の後遺障害保険金」とあるのは「その死亡した日の属する保険年度と同一の保険年度に第7条 (後遺障害保険金の支払) の後遺障害保険金」
 - ② 普通保険約款第6条 (死亡保険金の支払) (1) の規定中「既に支払った後遺障害保険金がある場合は」とあるのは「その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故による傷害に対して、既に支払った後遺障害保険金がある場合は」
 - ③ 第10条 (当会社の責任限度額) の規定中「保険期間を通じ」とあるのは「同一保険年度内に生じた事故による傷害に対して」
 - ④ 普通保険約款第13条 (保険責任の始期および終期) (3) の規定中「保険料領収前」とあるのは「保険証券記載の保険料の払込方法が一時払の場合には一時払保険料領収前、一時払以外の場合には第1回保険料領収前」
 - ⑤ 夫婦特約第2条 (当会社の責任限度額) の規定中「保険期間を通じ」とあるのは「同一保険年度内に生じた事故による傷害に対して」
 - ⑥ 配偶者補償対象外特約第2条 (当会社の責任限度額) の規定中「保険期間を通じ」とあるのは「同一保険年度内に生じた事故による傷害に対して」
- (2) (1) ③の規定にかかわらず、この特約が付帯された保険契約に後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約 (後遺障害保険金支払区分表型) が付帯された場合には、同特約により読み替えられた普通保険約款第7条 (後遺障害保険金の支払) (5) の規定中「既に存在していた身体の障害がこの保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は」とあるのは「既に存在していた身体の障害が、新たな後遺障害の原因となった事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故による傷害により、この保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は」と読み替えて適用します。

第15条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表1 失効・解除返れい金表

1. 月払契約の場合 (払込期間が保険期間と同一の場合)
(満期返れい金10万円に対し)

(1) 保険期間5年の場合 (単位:円)

払込保険料	A 表	B 表
12か月分まで	19,700	19,620
24か月分まで	39,540	39,390
36か月分まで	59,530	59,310
48か月分まで	79,680	79,380
60か月分まで	99,970	99,600

(2) 保険期間10年の場合
(省略)

(3) 保険期間20年の場合
(省略)

2. 一時払契約の場合（保険期間の途中で保険料の全額が払い込まれた場合を含みます。）
（省略）

注

1. 返れい金の計算にあたっては、次に掲げる日を基準日とします。
 - (1) 第8条（返れい金の支払－契約の無効、失効または取消しの場合）(3) においては、この保険契約が失効した日
 - (2) 第9条（返れい金の支払－契約解除の場合）(1) においては、この保険契約が解除された日
 - (3) 第10条（保険金支払後の保険契約）(3) ①または③においては、この保険契約が失効した日
2. 年払・半年払契約の場合には、上記月払の場合に準じて計算した額を返れいします。
3. 上記保険期間以外の保険期間の契約の場合には、上記保険期間の場合に準じて計算した額を返れいします。
4. 保険料の払込期間が保険期間より短い契約の場合には、上記に準じて計算した額を返れいします。
5. 経過期間に1年未満の端月数がある契約の場合には、上記経過期間の場合に準じて計算した額を返れいします。
6. 保険料が前納されている場合には、経過期間分については上記年払の場合に準じて計算した額を返れいし、未経過期間分についてはその払い込まれた保険料の額に当会社の定める利率および方法により計算した利息を付けて返れいします。
7. A表、B表およびC表については、その適用区分を次のとおりとします。
 - (1) A表を適用する場合
 - a. 保険契約が失効した場合（注）
 - b. 災害救助法（昭和22年法律第118号）発動等の場合に当会社が特別措置を定めるとき
 - c. 第6条（保険料の変更－本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(7)の規定により当会社が保険契約を解除した場合
 - d. 普通保険約款第14条（告知義務）(2)の規定により当会社が保険契約を解除した場合
 - e. 普通保険約款第21条（重大事由による解除）(1)および(2)の規定により当会社が保険契約を解除した場合

（注）下記(3) aに該当する場合を除きます。
 - (2) B表を適用する場合
 - a. 保険契約者または被保険者から保険契約解除（注）の申出があった場合
 - b. 上記(1) cからeまで以外で当会社が保険契約を解除した場合

（注）一部解除を含みます。
 - (3) C表を適用する場合
 - a. 保険料の払込方法が一時払の場合または保険料の払込期間が保険期間より短い場合において第10条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が失効したとき。

別表2 無効・失効・解除の場合の返れい金および満期返れい金等の請求書類

- (1) 当会社の定める請求書
- (2) 保険証券
- (3) 保険契約者の印鑑証明書

別表3 未経過料率係数

（省略）

12

12. 保険契約の自動継続に関する特約（A） （積立型基本特約（無配当型）付帯契約用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
基本特約（無配当型）	積立型基本特約（無配当型）をいいます。
継続契約	第3条（保険契約の継続）(2)の規定により、継続された契約をいいます。

用語	定義
保険証券等	保険証券または保険証券に代わる書面をいいます。

第2条 (特約の適用)

この特約は、当会社と保険契約者の間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第3条 (保険契約の継続)

(1) 当会社は、この保険契約が満了する日の前の当会社の定める日までに、自動継続に関する通知(注)を保険契約者に送付します。

(注) この保険契約が満期を迎える旨および保険契約の自動継続に関する特約(A)を付帯している旨等を記載した通知をいいます。

(2) この保険契約の満了する日の20日前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方から当会社の定める書面による別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日の内容と同一の内容で継続されるものとしします。

(3) (2)の規定にかかわらず、保険契約者が普通保険約款第16条(保険契約者の住所変更)の規定による通知をしなかったことにより、自動継続に関する通知(注)が郵便法(昭和22年法律第165号)第40条(郵便物の還付)第1項の規定により当会社に還付された場合は、この保険契約は継続されなかったものとしします。

(注) この保険契約が満期を迎える旨および保険契約の自動継続に関する特約(A)を付帯している旨等を記載した通知をいいます。

(4) (2)の規定によりこの保険契約が継続する場合において、継続契約に適用する保険料率(注)は、各継続契約の保険期間の初日における保険料率(注)としします。

(注) 基本特約(無配当型)および第5条(継続契約に適用される特約)の規定により継続契約に付帯される他の特約の保険料率を含みます。

(5) (2)の規定にかかわらず、この保険契約の満期返れい金に基づき(4)の規定により計算した保険料に対する満期返れい金の割合が当会社の定める最大の割合を超える場合には、当会社は、満期返れい金を減額し、これに対応して(4)の規定により計算した保険料を減額します。

(6) (2)、(4)および(5)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。

第4条 (継続契約の保険料および満期返れい金からの充当)

(1) 継続契約の保険料は、保険証券等に記載の金額としします。

(2) 当会社は、基本特約(無配当型)の規定により実際に支払われるこの保険契約の満期返れい金から次に掲げる継続契約の保険料を差し引き、その払込みに充当します。

① 保険料の払込方法が一時払の場合には、一時払保険料

② 保険料の払込方法が一時払以外の場合には第1回保険料

(3) (2)の場合において、差し引くべき保険料の額が満期返れい金の額を超えるときは、この特約は失効し、この保険契約は継続されません。

第5条 (継続契約に適用される特約)

この保険契約が、第3条(保険契約の継続)の規定により継続される場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとしします。

第6条 (継続契約の告知義務)

(1) 第3条(保険契約の継続)の規定によりこの保険契約が継続する場合において、告知事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。

(2) (1)の規定による告知に関する普通保険約款第14条(告知義務)の規定の適用については、同条(1)から(3)までの規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約継続の際」と、同条(3)の規定中「締結していた」とあるのは「継続していた」としします。ただし、保険証券等記載の本人欄に記載の者の保険証券等記載の職業または職務に変更があった場合にその事実を当会社に告げなかったときには、当会社は、普通保険約款第15条(職業または職務の変更に関する通知義務)(3)から(5)までの規定に準じ保険金を削減して支払います。

第7条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款第38条(契約内容の登録)の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約締結および継続の際」と読み替えて適用します。

第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

13. 通信販売に関する特約 (積立型基本特約 (無配当型) 付帯契約用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
基本特約 (無配当型)	積立型基本特約 (無配当型) をいいます。
契約意思の表示	保険契約の申込みの意思の表示をいいます。
払込期日	保険証券等記載の保険料の払込期日をいいます。
引受承諾書	引受けに関しての承諾を記した書類をいいます。
保険証券等	保険証券または保険証券に代わる書面をいいます。
申込書	当会社所定の保険契約申込書をいいます。

第2条 (保険契約の申込み)

- (1) 当会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、次のいずれかに該当する方法により申込手続を行うことができます。
- ① 申込書に所要の事項を記載し、当会社または代理店に送付すること。
 - ② 所定の手続に従い、電話、情報処理機器等の通信手段を媒介として、当会社または代理店に対し契約意思の表示をすること。
- (2) (1) ②の規定により当会社が契約意思の表示を受けた場合は、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、引受承諾書を保険契約者に送付するものとします。

第3条 (保険料の払込方法)

- (1) 保険契約者は、申込書または引受承諾書に記載されたところに従い、この保険契約に定められた保険料を払い込むものとします。
- (2) 保険契約者は、申込みをした後、保険料 (注) を当会社の定める日までに、次のいずれかの手続により払い込まなければなりません。
- ① 郵便振替
 - ② 銀行振込
 - ③ 預金口座振替
 - ④ 郵便貯金口座振替
 - ⑤ 書留
 - ⑥ クレジットカード払
- (注) 保険料の払込方法が年払、半年払および月払の保険契約の場合は第1回保険料をいいます。
- (3) 保険契約者は、(2) ①から⑥までに定める手続のほか、当会社が指定する保険料収納窓口を通じて当会社の定める手続に従い、(2) の保険料を払い込むことができるものとします。この場合、その収納窓口において保険料を払い込んだ時以降、次条 (2) の規定およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定による保険料領収前事故に関する規定は適用されないものとします。
- (4) (2) および (3) の規定にかかわらず、この保険契約に保険料支払いに関する他の特約が付帯されている場合には、その保険料支払いに関する他の特約の規定に従うものとします。
- (5) 保険料を分割して払い込む場合の第2回目以降の分割保険料については、払込期日に (2) から (4) までのいずれかの手続により払い込まなければなりません。

第4条 (保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険証券等記載の保険期間の初日 (注) の午前0時に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (注) 前条 (2) の保険料 (保険料の払込方法が年払、半年払および月払の保険契約の場合には、第1回保険料をいいます。) が払い込まれた日の翌日以降とします。
- (2) 保険期間が始まった後でも、当会社は前条 (2) の保険料 (注) が払い込まれる前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。
- (注) 保険料の払込方法が年払、半年払および月払の保険契約の場合には、第1回保険料をいいます。

第5条 (保険料不払による保険契約の解除)

当会社は、当会社の定める日までに保険料 (注) の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することがで

きます。

(注) 保険料の払込方法が年払、半年払および月払の保険契約の場合には、第1回保険料をいいます。

第6条 (保険契約の継続)

(1) この保険契約の満了する日より3か月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日と同一の内容で継続されるものとします。以降毎回同様とします。

(2) (1)の規定により、この保険契約が継続された場合において、継続契約に適用する保険料率(注)は、各継続契約の保険期間の初日における保険料率(注)とします。

(注) 基本特約(無配当型)および第11条(継続契約に適用される特約)の規定により継続契約に付帯されるその他の特約の保険料率を含みます。

(3) (1)の規定により、この保険契約が継続され、次条に規定する継続契約の保険料(注)が払い込まれた場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。

(注) 保険料の払込方法が年払、半年払および月払の保険契約の場合には、継続契約の第1回保険料をいいます。

(4) 継続契約における当会社の保険責任は、第4条(保険責任の始期および終期)(1)の規定にかかわらず、その保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。

第7条 (継続契約の保険料および払込方法)

(1) 継続契約の保険料は、保険証券等記載の金額とします。

(2) 保険料を一時に払い込む保険契約の場合の継続契約の保険料は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時までに第3条(保険料の払込方法)(2)から(4)までのいずれかの手続により払い込むものとします。

(3) 保険料を分割して払い込む保険契約の場合の継続契約の第1回分割保険料は、継続前契約において定められた最後の払込期日の翌月の応当日までに、第2回以降の保険料はその翌月の応当日から毎月第3条(保険料の払込方法)(2)から(4)までのいずれかの手続により払い込むものとします。

第8条 (満期返れい金との相殺による保険料の払込み)

前条(2)の保険料または(3)の第1回分割保険料は、当会社が保険契約者に支払うべき継続前契約の満期返れい金があるときは、満期返れい金との相殺により払い込むことができます。

第9条 (継続契約の保険料不払の場合の免責)

(1) 保険契約者が、第7条(継続契約の保険料および払込方法)(2)の継続契約の保険料について、その保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日を超過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以降に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 保険契約者が、第7条(継続契約の保険料および払込方法)(3)の継続契約の第1回保険料について、その第1回保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日を超過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以降に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条 (保険料不払による継続契約の解除)

(1) 保険契約者が、第7条(継続契約の保険料および払込方法)(2)の継続契約の保険料について、その保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日を超過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。

(2) 保険契約者が、第7条(継続契約の保険料および払込方法)(3)の継続契約の第1回保険料について、その第1回保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日を超過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。

(3) (1)および(2)の解除は、継続契約の保険期間の始期からその効力を生じます。

第11条 (継続契約に適用される特約)

第6条(保険契約の継続)(1)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第12条 (継続契約の告知義務)

(1) 第6条(保険契約の継続)(1)の規定によりこの保険契約が継続される場合において、告知事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。

(2) (1)の規定による告知に関する普通保険約款第14条(告知義務)の規定

の適用については、同条（１）から（３）までの規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約継続の際」と、同条（３）の規定中「締結していた」とあるのは「継続していた」とします。ただし、保険証券等記載の本人欄に記載の者の職業または職務に変更があった場合にその事実を当会社に告げなかったときには、当社は、普通保険約款第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）（３）から（５）までの規定に準じ保険金を削減して支払います。

第13条（死亡保険金受取人）

この保険契約における死亡保険金受取人は、当社が特に認めた場合を除き、普通保険約款またはこれに付帯された特約の死亡保険金受取人の指定または変更の規定にかかわらず、被保険者の法定相続人となります。

第14条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条（用語の定義）の告知事項の定義中「保険契約申込書の記載事項」とあるのは「保険契約申込書に記載した事項、引受承諾書に記載された事項または保険証券等に記載された事項」
- ② 第38条（契約内容の登録）の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約締結および継続の際」

第15条（準用規定）

- （１）この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、基本特約（無配当型）の規定を準用します。
- （２）（１）の規定にかかわらず、保険料の払込方法が一時払の保険契約の場合の継続契約の保険料については、普通保険約款第13条（保険責任の始期および終期）（３）の規定を適用しません。
- （３）（１）の規定にかかわらず、保険料の払込方法が年払、半年払および月払の保険契約の場合の継続契約の第1回保険料については、普通保険約款第13条（保険責任の始期および終期）（３）の規定を適用せず、基本特約（無配当型）第4条（第2回以降の保険料の払込猶予および契約の効力）（１）本文の規定を準用します。

14. 保険料クレジットカード払特約 （積立型基本特約（無配当型）付帯契約用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
会員規約等	カード会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当社の指定するクレジットカードまたは国際ブランドデビットカードをいいます。

第2条（適用契約の範囲）

この特約は、積立型基本特約（無配当型）を付帯した保険契約に適用します。

第3条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

- （１）当社は、この特約に従い、クレジットカードによって、保険契約者が、この保険契約の保険料（注）を支払うことを承認します。
（注） 契約内容の変更に伴う追加保険料を含みます。
- （２）（１）にいう保険契約者とは、会員規約等に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者に限ります。

第4条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

- （１）保険契約者から、この保険契約の申込時（注1）または変更承認請求時に保険料（注2）のクレジットカードによる支払の申出があった場合は、当社はカード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行った上で、当社がクレジットカードによる保険料（注2）の支払を承認した時（注3）以降、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
（注1） 継続時を含みます。
（注2） 契約内容の変更に伴う追加保険料を含みます。
（注3） 保険証券記載の保険期間の開始前に承認した場合は保険期間の開始した時とします。
- （２）当社は、次のいずれかに該当する場合は、（１）の規定は適用しません。
 - ① 当社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対

してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、(1)の規定を適用します。

② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

第5条 (保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

(1) 前条(2)①の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料(注)を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

(注) 契約内容の変更に伴う追加保険料を含みます。

(2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条(1)の規定を適用します。

(3) 保険契約者が(2)の保険料の支払を怠った場合は、当社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。

第6条 (保険料の返還等の特則)

普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料(注)の返還、返れい金の支払の規定については、当社がカード会社からの保険料相当額の領収を確認した後に保険料(注)を返還します。ただし、前条(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認することなく保険料(注)を返還します。

(注) 契約内容の変更に伴う追加保険料を含みます。

第7条 (継続に関する特約との関係)

この保険契約に付帯された自動継続に関する特約の規定により、この保険契約の満期返れい金から継続契約の保険料を差し引き、その払込みに充当する場合のその保険料の払込みについては、この特約の規定は適用しません。

第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

15. 共同保険に関する特約

15

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。
保険の目的物	補償の対象となる物をいいます。

第2条 (独立責任)

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条 (幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の目的物その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第4条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

